

公募要領 5 補助対象となる経費におけるバイオマスプラスチック製品の助成額の計算方法について

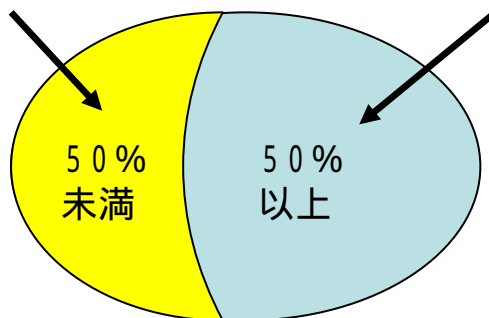
1. バイオマスプラスチック製品の購入に要する経費について(1)

事業実施主体が、NPO法人、農林漁業者の団体、消費生活協同組合、事業協同組合の場合

・バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマスの割合が50%以上の場合

バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマス以外の割合

バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマスの割合



補助対象

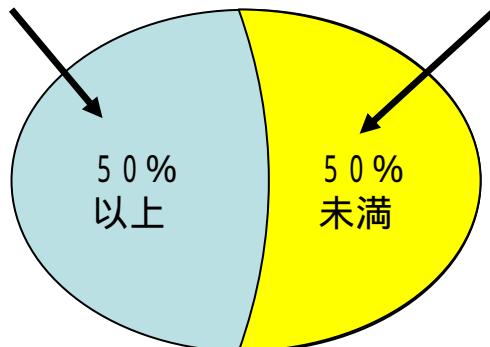
バイオマスプラスチック製品の購入額の2分の1以内を支援する。

バイオマスプラスチック製品

・バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマスの割合が50%未満の場合

バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマス以外の割合

バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマスの割合



補助対象外

バイオマスプラスチック製品の購入額の支援は行わない。

バイオマスプラスチック製品

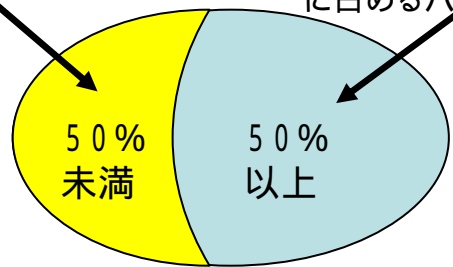
1. バイオマスプラスチック製品の購入に要する経費について(2)

事業実施主体が、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、食器等のリサイクルを実施する事業者の場合

・バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマスの割合が50%以上の場合

バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマス以外の割合

バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマスの割合

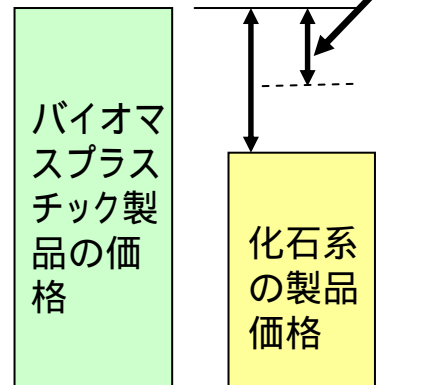


バイオマスプラスチック製品

補助対象

汎用プラスチック(化石系)製品の購入と比較して生ずる差額の2分の1以内を支援する

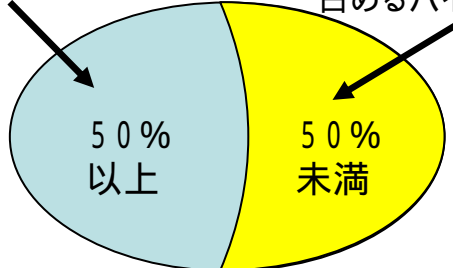
差額の2分の1以内が補助対象



・バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマスの割合が50%未満の場合

バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマス以外の割合

バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマスの割合



バイオマスプラスチック製品

補助対象外

バイオマスプラスチック製品の購入額の支援は行わない。

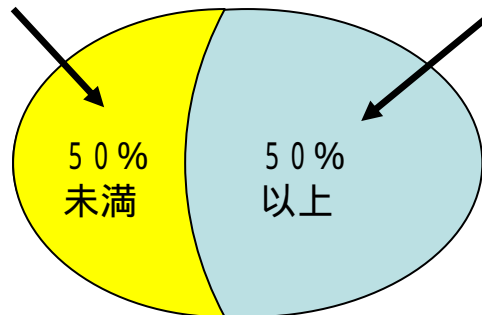
2. バイオマスプラスチック再生製品の購入に要する経費について(1)

事業実施主体が、NPO法人、農林漁業者の団体、消費生活協同組合、事業協同組合の場合

・バイオマスプラスチック再生製品に占めるバイオマスの割合が50%以上の場合

バイオマスプラスチック再生製品に
占めるバイオマス以外の割合

バイオマスプラスチック再生製
品に占めるバイオマスの割合



補助対象

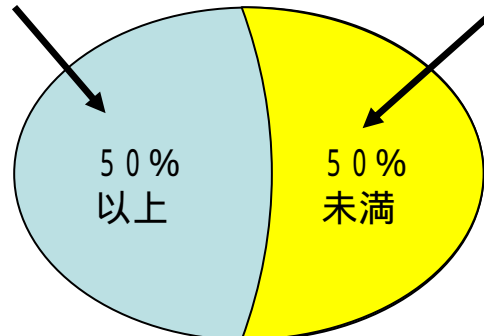
バイオマスプラスチック再生製品の購入
額の2分の1以内を支援する。

バイオマスプラスチック再生製品

・バイオマスプラスチック製品に占めるバイオマスの割合が50%未満の場合

バイオマスプラスチック再生製品に
占めるバイオマス以外の割合

バイオマスプラスチック再生製
品に占めるバイオマスの割合



補助対象

回収したバイオマスプラスチック製品を100%使用し
製造した原材料額の2分の1以内を支援する。

(例) 回収製品をケミカルリサイクルし製造した原料ペ
レットの再生製品メーカー段階での購入額分

又は

配合しているバイオマスの割合を2倍した値にバイオ
マスプラスチック再生製品の額を乗じた額の2分の1
以内を支援する。

(例) 配合率40%の場合補助額は再生製品の40%
($40\% \times 2 \times 1/2$)

バイオマスプラスチック再生製品

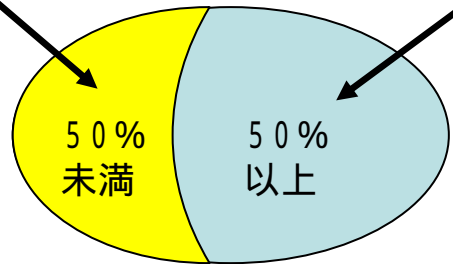
のどちらかを選択できる

2. バイオマスプラスチック再生製品の購入に要する経費について(2)

事業実施主体が、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、食器等のリサイクルを実施する事業者の場合

・バイオマスプラスチック再生製品に占めるバイオマスの割合が50%以上の場合

バイオマスプラスチック再生製品に占めるバイオマス以外の割合
バイオマスプラスチック再生製品に占めるバイオマスの割合



バイオマスプラスチック再生製品

補助対象

汎用プラスチック製品の購入と比較して生ずる差額の2分の1以内を支援する

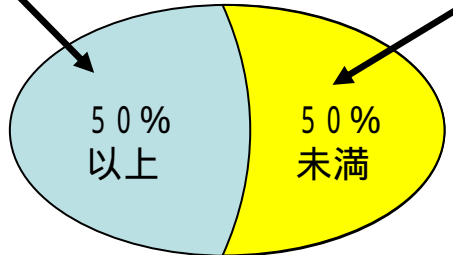
バイオマスプラスチック再生製品の価格

差額の2分の1以内が補助対象

化石系の製品価格

・バイオマスプラスチック再生製品に占めるバイオマスの割合が50%未満の場合

バイオマスプラスチック再生製品に占めるバイオマス以外の割合



バイオマスプラスチック再生製品

バイオマスプラスチック再生製品に占めるバイオマスの割合

補助対象

原材料として汎用プラスチックを用いた場合の原材料の額と回収したバイオマスプラスチック製品を100%使用し製造した再生製品の原材料額を比較して生ずる差額の2分の1以内を支援する。
(例) 購入額分から化石系ペレットを原料に使用した場合の想定購入額を引いた額の2分の1

又は

配合しているバイオマスの割合を2倍した値にバイオマスプラスチック再生製品の額と汎用プラスチック製品の額を比較して生ずる差額を乗じた額の2分の1以内を支援する。
(例) 配合率40%、再生製品100円/kg、汎用製品50円/kgとすると、 $40\% \times 2 \times (100\text{円/kg} - 50\text{円/kg}) \times 1/2 = 20\text{円/kg}$ を交付

のどちらかを選択できる